１．公道取出し

２．給水主管（アパート・テナント等）

３．建物内給水管（受水槽・自家水から切り替え）

耐圧試験報告書

　年　　　月　　　日

（宛先）伊勢崎市長

水道法第２５条の１０の規定に基づき、下記の通り報告します。

水道法施行令第６条（給水装置の構造及び材質の基準）及び、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第１条（耐圧に関する基準）により、別紙写真のとおり検査しました。

受付年月日 　　　年　　　月　　　日

受付番号 第　　　　　　号

耐圧試験検査年月日 　　　年　　　月　　　日

検　査　場　所

所　有　者　名

以上の結果、水漏れ、変形、破損その他異常ないことを報告いたします。

指定給水装置

工事事業者

給水装置工事

主任技術者